

中泊町障害者活躍推進計画

機関名	中泊町
任命権者	中泊町長、中泊町教育委員会、中泊町議会、中泊町選挙管理委員会、中泊町農業委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） ※計画期間内においても、取り組み状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。
中泊町における障害者雇用に関する課題	<p>中泊町は、会計年度任用職員を対象とした積極的な採用活動等に取り組み、令和3年度以降は概ね法定雇用率を達成している。</p> <p>しかし、令和8年度には法定雇用率が3%へ引き上げられる見込みであり、更なる雇用促進が必要な状況となるため、引き続き積極的な採用活動を継続していく必要がある。</p> <p>また、障害のある職員が長く安心して働き続けられるよう、障害特性に応じた業務の設定や職場環境の整備に取り組み、障害のある職員を含む全ての職員にとって働きやすい環境を目指し、様々な障害特性に対する職員全体の理解を深めるなど、支援体制の充実を図る。</p>
2 目標	
①任用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） (各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (参考) 令和6年6月1日時点の実雇用率：2.86% (評価方法) 毎年の障害者任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	不本意な退職をなるべく生じさせないことを目標とする。その達成状況は、毎年の任免状況通報のタイミングをとらまえ、人事評価等を元に定着状況を把握・評価する。
3 取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者を総務課長とする。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、組織内における障害者の支援体制を構築する必要があることから、相談先を設定（障害者雇用推進者、人事担当など）するとともに、本人の同意が得られた場合は相談内容を関係者間で共有する。 ○人事異動等によって相談先が不明確にならないよう、適切な引き継ぎと分担の明確化を行う。

②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○現に任用している障害者が従来の業務遂行が困難となつた場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果をふまえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望をふまえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・任用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4．その他	<p>○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</p> <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>